

非違行為により懲戒処分を受けた教職員に対する研修について

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課
教学指導課

1 研修の実施

「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」からの提言（平成 25 年 3 月）を踏まえ、非違行為により懲戒処分を受けた教職員に対する研修プログラムを構築し、研修を実施する。

2 目的

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 29 条に規定する懲戒処分を受けた教職員に対し、懲戒処分の原因となった行為を自ら振り返らせ、教育に携わる公務員としての自覚を促すとともに、自己啓発に努めさせ、倫理向上を図り、再発を防止するために、別紙 1 の「非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要綱」のとおり研修を実施する。

3 実施主体

長野県総合教育センターが実施する。

4 対象者

非違行為を行い、戒告、減給又は停職の懲戒処分を受けた者とする。

5 研修の内容

原則として、教育に携わる公務員としての自覚を促すため基本的な研修及び非違行為の内容に応じた課題を行う研修の 2 種類とする。

6 研修の時期等

戒告又は減給の懲戒処分を受けた者は、発令後速やかに実施する。

停職の懲戒処分を受けた者は、停職期間後速やかに実施する。

7 要綱等の施行

平成 25 年 5 月 16 日

8 その他

上記のほか、管理監督責任を問われ懲戒処分を受けた管理監督者に対する研修を別紙 2 の「管理監督責任を問われ懲戒処分を受けた管理監督者の研修実施要綱」のとおり実施する。

再発防止研修の流れ

被処分者に対する懲戒処分発令

義務教育課、高校教育課、特別支援教育課等被処分者の担当課は、再発防止研修の実施について総合教育センターに依頼（発令日と同日）

総合教育センターは、被処分者、被処分者の所属長、担当課、被処分者が市町村立学校教職員の場合は市町村教育委員会に、再発防止研修の実施に係る期日等必要な事項について通知（発令後(停職の場合は停職期間後)速やかに）

所属校研修Ⅰ

総合教育センターでの研修

(研修内容)

説諭、服務指導、専門研修（必要な場合）、研修報告書作成、研修報告

※ 研修報告に当たっては、被処分者の所属長、被処分者が市町村立学校教員の場合は所管市町村教育委員会の担当課長が同席する。

所属校研修Ⅱ

総合教育センターは、研修の成果を確認した後、被処分者、被処分者の所属長及び担当課に、再発防止研修の終了を通知

非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を受けた教職員に対し、懲戒処分の原因となった行為を自ら振り返らせ、教育に携わる公務員としての自覚を促すとともに、自己啓発に努めさせ、倫理向上を図り、再発を防止するために実施する研修（以下「再発防止研修」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2 再発防止研修は、長野県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）が実施する。

(対象者)

第3 再発防止研修の対象者は、非違行為を行い、戒告、減給又は停職の懲戒処分を受けた者（以下「被処分者」という。）とする。

(研修の内容)

第4 再発防止研修は、原則として、教育に携わる公務員としての自覚を促すため基本的な研修（以下「基本研修」という。）及び非違行為の内容に応じた課題を行う研修（以下「課題研修」という。）の2種類とし、非違行為の内容及び処分の種類に応じて、別紙「非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要領」により実施する。

(研修の時期)

第5 再発防止研修は、原則として次の時期に実施する。

(1) 基本研修

ア 停職の懲戒処分を受けた者は、停職期間に引き続き実施する。

イ 戒告又は減給の懲戒処分を受けた者は、発令後速やかに実施する。

(2) 課題研修

基本研修受講期間中又は受講後に課題論文の作成及び提出により実施する。

(研修結果の確認等)

第6 被処分者の非違行為に対する再発防止を図るため、再発防止研修の結果を確認する。

(1) 被処分者及び所属長は、再発防止研修の終了に際して報告書を作成し、総合教育センターは、懲戒処分の担当課等とともに、再発防止研修全体を通しての結果を確認する。この場合、被処分者の所属長に出席を求めることができる。

(2) 再発防止研修の結果に基づき、必要な措置を講ずる。

(3) 再発防止研修後の勤務状況について、被処分者の所属長及び所属を所管する教育委員会担当課長に報告を求めることができる。

(その他)

第7 被処分者が所属長の場合は、所管する教育委員会教育長が第6に係る所属長の役割を担うものとする。

2 第1から第6までに定めるもののほか、この再発防止研修の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要領

(目的)

- 1 この要領は、「非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要綱」（平成 25 年 5 月 16 日付け施行）に基づき、地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を受けた教職員に対し、「再発防止研修」を実施するために必要な事項を定める。

(実施主体)

- 2 再発防止研修は、長野県教育委員会が主催し、別に定める「再発防止研修実施カリキュラム」に基づき、長野県総合教育センター（以下「総合教育センター」という。）が実施する。

(対象者)

- 3 長野県公立学校教職員の身分を有する者で、非違行為による戒告、減給又は停職の懲戒処分の被処分者とする。

(研修の内容)

- 4 再発防止研修は、基本研修及び課題研修を行う。なお、総合教育センターは、研修の実施方法、内容について具体的なカリキュラムを編成し、必要に応じて変更することができる。

(1) 被処分者の所属校において実施する基本研修

ア 受講前報告書の作成

受講前に、非違行為に至った原因、理由、心理状況等を記述する。

イ 研修報告書の作成

被処分者は所属長の指導を受け、自らの非違行為の再発防止のための方策を含めた研修成果をまとめる。

ウ 所属長又は被処分者が必要と認める場合には、専門家によるカウンセリングを実施する。

(2) 総合教育センターにおいて実施する基本研修

ア 説諭

法的根拠等を元に説諭を施し、自ら起こした非違行為に対して反省を促す。

イ 服務指導

非違行為に至った原因、理由、心理状況のほか、今後の非違行為再発防止策等について、面談をすることで、説諭の内容を振り返らせ、自身の将来の公務員生活に対する決意を表明させる。

ウ 専門研修

体罰やセクハラ等、子どもたちに影響を及ぼすおそれのある非違行為により懲戒処分を受けた被処分者については、事案に応じた専門研修を実施する。

エ 総合教育センター研修報告書の作成

被処分者は、説諭、服務指導及び専門研修の内容を踏まえ、今後の非違行為再発防止策や教育実践についてまとめ、総合教育センター研修報告書を作成する。

オ 総合教育センター所長又は被処分者が必要と認める場合には、専門家によるカウンセリングを実施する。

(3) 総合教育センター研修報告（まとめ）

被処分者は、研修の成果や今後の再発防止策について報告する。報告に当たっては、被処分者の所属長が同席することとし、同時に所属長には研修経過報告書の提出を求める。

また、被処分者が市町村立学校の教員である場合は、所属長のほか、被処分者の所属校を所管する教育委員会事務局の担当課長が同席することとする。

(4) 課題研修

ア 法令等に関する課題論文

被処分者は、非違行為の種類に応じ、当該非違行為が抵触する法令等の問題に関する課題論文を作成する。

イ 事例に関する課題論文

被処分者は、非違行為の種類や内容に応じた事例問題に対応した課題論文を作成し、公務員としての役割と責任について考えるとともに、自ら起こした非違行為に対する反省をし、再発防止策や今後の教育実践のあり方を考える手立てとする。

ウ 停職者に対する課題論文

停職の懲戒処分を受けた者は、処分の重さや社会的な影響度を鑑み、別に論文を作成する。

エ 実地研修

再発防止のために実地研修が必要な場合は、被処分者の非違行為の種類及び懲戒処分の量定を考慮し、期間を定めて、所属校以外の教育機関等において研修を行うことができる。

(研修の時期)

第5 再発防止研修は、戒告又は減給の懲戒処分を受けた者は、処分発令後速やかに実施し、停職の懲戒処分を受けた者は停職期間に引き続き実施する。

(研修の場所)

第6 再発防止研修は、被処分者の所属校及び総合教育センターで実施する。

(研修結果等の確認)

第7 総合教育センターは、再発防止研修の終了に際して、被処分者の研修結果について、下記により確認する。

- (1) 被処分者及び所属長は、所属校における研修経過、研修成果等について、研修状況報告書を作成し、総合教育センターに提出する。
- (2) 懲戒処分の担当課等とともに、再発防止研修全体を通しての結果を確認する。
- (3) 再発防止研修の結果を不十分と判断した場合には、研修期間の延長等必要な措置を講ずる。
- (4) 再発防止研修後の勤務状況について、被処分者の所属長及び所属を所管する教育委員会担当課長に報告を求めることができる。

附則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

管理監督責任を問われ懲戒処分を受けた管理監督者の研修実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、非違行為により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を受けた教職員の管理監督者であって、当該監督責任を問われ、懲戒処分を受けた者に対し、管理監督者としての責任を自覚させ、識見を高めるために実施する研修（以下「管理監督者研修」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2 管理監督者研修は、長野県総合教育センターが実施する。

(対象者)

第3 管理監督者研修の対象者は、非違行為により懲戒処分を受けた者の管理監督者であって、当該責任を問われ、戒告、減給又は停職の懲戒処分を受けた者とする。

(研修の内容及び実施時期)

第4 管理監督者研修は、原則として、次のとおり実施する。

- (1) 停職の懲戒処分を受けた者は停職期間に引き続き、戒告又は減給の懲戒処分を受けた者は発令後速やかに、当該懲戒処分に係る管理監督者としての責任を自覚するために報告書を作成する。
- (2) 懲戒処分発令後、概ね6か月後に、管理監督者として自らの行動を振り返り、マネジメント力を高めるために報告書を作成する。

(その他)

第5 第1から第4までに定めるもののほか、この管理監督者研修の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

再発防止研修の主な内容

項 目	研 修	主 な 内 容
所属校研修Ⅰ	受講前報告書作成 《基本研修》	受講前に、非違行為に至った原因、理由、心理状況等を記述
	法令課題論文 《課題研修》	地方公務員法に規定されている条文を調べ、非違行為と関連させて所感を記載
	データ課題論文(減給、停職の場合) 《課題研修》	事案別の懲戒処分件数、年度別推移を示し、現状とその問題点について記載



総合教育センターでの研修	1 説諭	法的根拠等を元に説諭を施し、反省を促す
	2 服務指導	面談で説諭の内容を振り返らせ、将来に対する決意を表明させる
	3 専門研修	《体罰の場合の例》 ・感情の制御法を学ぶ研修を実施 ・部活動時の体罰の場合は、部活動指導研修を実施 ・必要に応じ専門家によるカウンセリングを実施
	4 センター研修報告書作成	1～3の内容を踏まえ、今後の再発防止策や教育実践についてまとめ、報告書を作成
	5 センター研修報告	研修の成果や今後の再発防止策について所属長、市町村教委担当課長の同席により報告



所属校研修Ⅱ	事例課題論文 《課題研修》	過去に発生した具体的な事例問題に対応した課題論文を作成
	課題論文(停職の場合) 《課題研修》	処分の重さや社会的な影響度に鑑み、今後の自己の教育実践のあり方等について論文を作成
	研修報告書作成 《基本研修》	研修成果をまとめて報告書を作成